

## 地域医療提供に係るタスクフォース設置要綱

(目的)

**第1条** 地域医療に関して足下で起きている事象（現在発生している事象）について機動的に対応できるよう、各分野の専門家と情報共有や意見交換（以下「意見交換等」）により必要な意見を聴取するため、地域医療提供に係るタスクフォース（以下「タスクフォース」）を設置する。

(構成員)

**第2条** 保健医療部長は、次に掲げる分野から、構成員としての確と判断される者のうち、当人の意向を確認し、構成員を決定する。

- (1) 公衆衛生
- (2) 救急
- (3) 地域医療
- (4) 医療関係団体
- (5) その他保健医療部長が必要と認める者

(活動内容)

**第3条** タスクフォースは、地域医療の状況に応じて、随時、意見交換等を行い、次の各号に掲げる項目について、検討する。ただし、対面で会議を行う場合にあっては、保健医療部長が指定する者が参加するものとする。

- (1) 医療のひっ迫状況をアセスメントする機能
- (2) 医療ひっ迫を回避、軽減させる方策を検討する機能
- (3) 行政と医療、介護現場とを調整する機能
- (4) その他対策を実施するため必要な事項に関すること。

(報償金及び旅費)

**第4条** 対面で会議を行う場合において、県の定める基準により支給する。ただし、会議に参加する者が県から別に報酬等を支給されている場合は、この限りではない。

(庶務)

**第5条** 会議の庶務は、保健医療部感染症総務課において処理する。

(委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

## 地域医療提供に係るタスクフォース構成員

	氏 名	役 職
1	糸数 公	沖縄県保健医療部長
2	国吉 秀樹	沖縄県中部保健所長
3	佐々木 秀章	沖縄赤十字病院第一救急部長
4	高山 義浩	沖縄県立中部病院感染症内科副部長
5	田名 毅	沖縄県医師会副会長

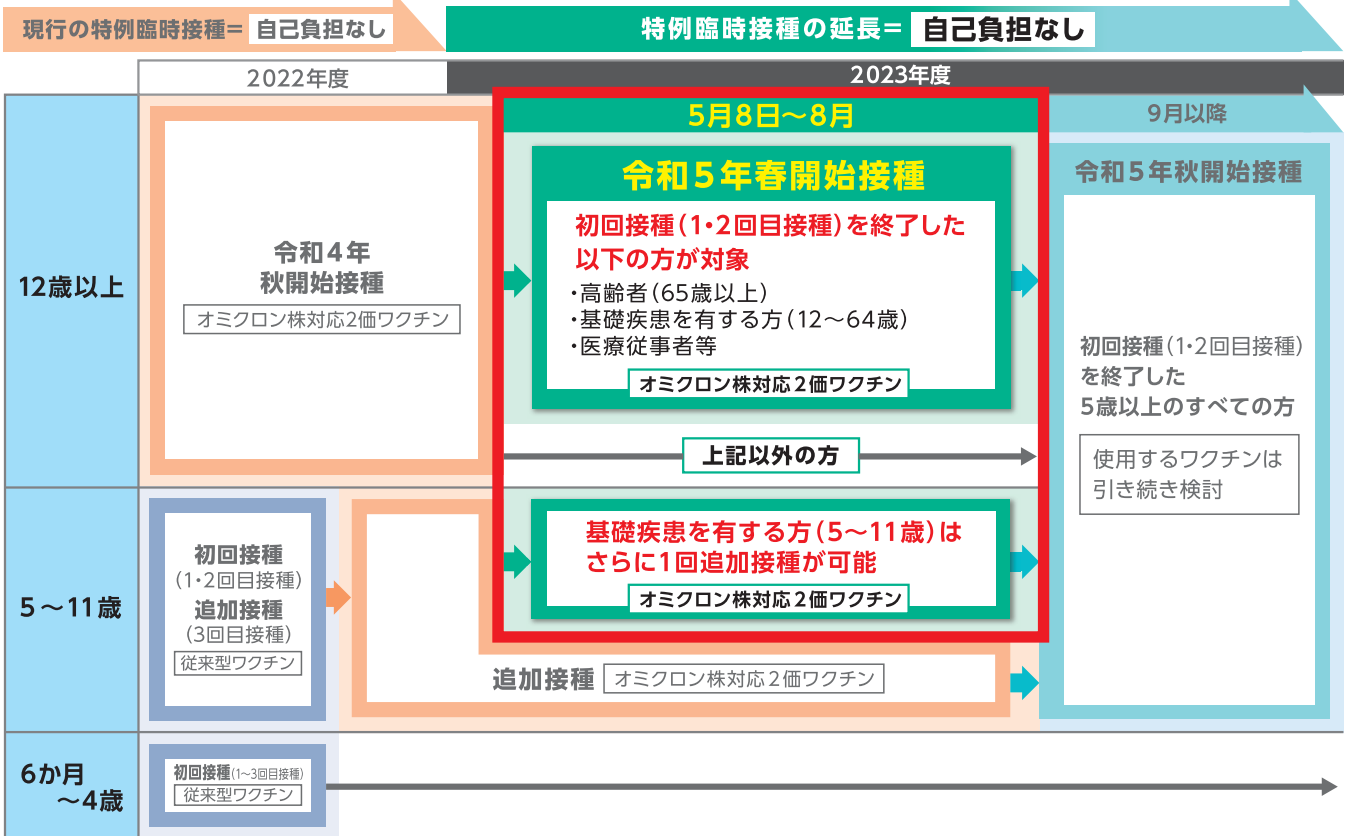


令和5年春開始接種についてのお知らせ

**令和5年春開始接種では、重症化リスクが高い方(高齢者、基礎疾患を有する方)にワクチンを接種いただけます。**



春開始接種の対象ではない一般の方への追加接種は5月7日で終了し、その後は今年の秋(令和5年秋開始接種)を予定しています。



注1: 12歳以上の追加接種には、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン対応2価ワクチンが使用できます。ただし、何らかの理由で mRNA ワクチンの接種を希望されない方は、最後の接種から6か月以上間隔をあけて、武田社ワクチン(ノババックス)(12歳以上)を受けていただくことも可能です。  
注2: 5~11歳の追加接種には、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン対応2価ワクチンを用いることとなります。従来型ワクチンは使用できません。  
注3: 6か月~4歳は初回接種(1~3回目接種)のみです。従来型ワクチンを使用します。  
注4: 接種回数や接種証明については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

初回接種がまだの方

初回接種(従来型ワクチン)は5月8日以降も引き続き受けられます。まずは、初回接種を受けてください。

令和5年度接種の対象となる方

令和5年春開始接種(5~8月)	対象となる方	努力義務
高齢者(65歳以上)	○	あり
基礎疾患を有する方(5~64歳)	○	あり
医療従事者・介護従事者等	○	なし
上記以外(5歳以上)	—	—

令和5年秋開始接種(9~12月)	対象となる方	努力義務
高齢者(65歳以上)	○	あり
基礎疾患を有する方(5~64歳)	○	あり
医療従事者・介護従事者等	○	なし
上記以外(5歳以上)	○	なし

(※)65歳以上の方や基礎疾患のある方には、春開始接種と秋開始接種の1回ずつの接種をおすすめしています。

「基礎疾患を有する方」について

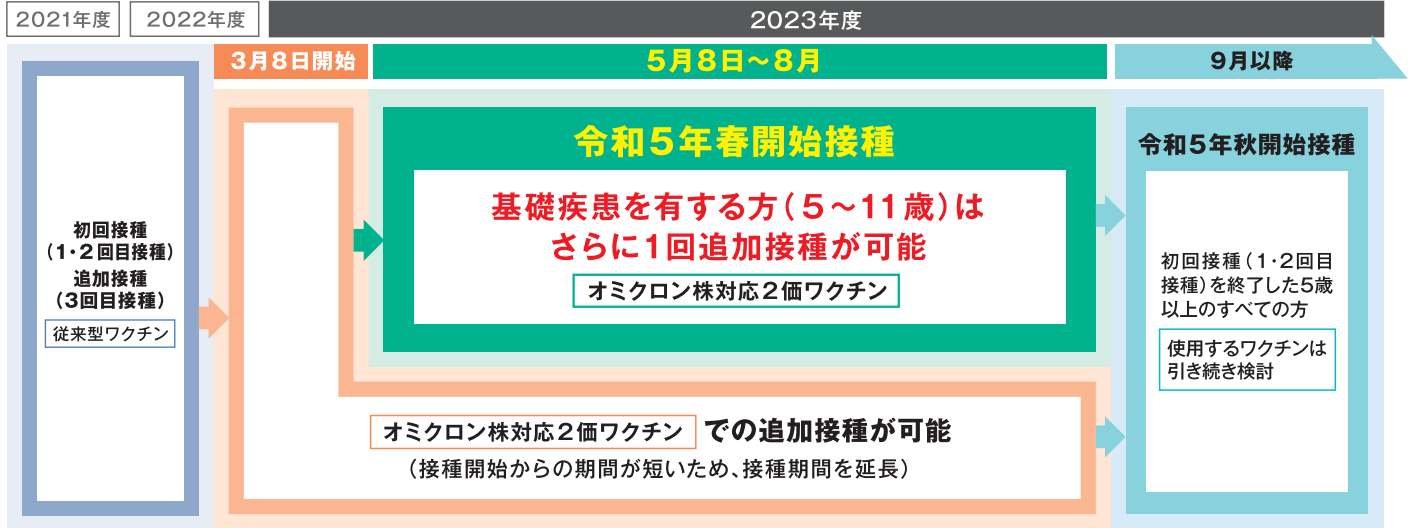
令和5年度の接種における「基礎疾患を有する方」の範囲については、国の審議会において、現時点の科学的知見等に基づいて検討され、以下とすることとされています。

すべての年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性の心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気がある方</li> <li>病気や治療によって免疫の機能が低下している方</li> <li>神経疾患や神経筋疾患を原因として、身体機能が低下している方</li> <li>染色体異常のある方</li> <li>血液の病気のある方(18歳以上で鉄欠乏性貧血の方は除く)</li> <li>その他、新型コロナにかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める方</li> </ul>
18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>インスリンや飲み薬で治療中又は合併症のある糖尿病の方</li> <li>睡眠時無呼吸症候群の方</li> <li>重い精神疾患がある方</li> <li>知的障害がある方</li> <li>BMI(BMI=体重(kg)/身長(m)<sup>2</sup>)が30以上の方</li> </ul>
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>代謝性疾患がある方</li> <li>悪性腫瘍がある方</li> <li>膠原病がある方</li> <li>内分泌疾患がある方</li> <li>消化器疾患がある方</li> </ul>

# 3月8日から、 オミクロン株対応2価ワクチンになりました。



- オミクロン株対応2価ワクチンは、少なくとも1・2回目接種を完了した5～11歳のお子様を対象です。
- 最後の接種から3か月以上、間隔をあけて接種します。ファイザー社の5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用します<sup>(※)</sup>。(※)ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています。



注1: 5～11歳の追加接種には、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン対応2価ワクチンを用いることになります。従来型ワクチンは使用できません。  
注2: 接種回数や接種証明については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

初回接種(1・2回目接種)がまだの方 **まずは、1・2回目接種(従来型ワクチン)を受けてください。**  
注: 1・2回目接種(従来型)が完了すれば、最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。

5歳から11歳の「基礎疾患を有する方」について

- ・慢性の心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気がある方
- ・病気や治療によって免疫の機能が低下している方
- ・神経疾患や神経筋疾患を原因として、身体機能が低下している方
- ・染色体異常のある方
- ・血液の病気のある方
- ・代謝性疾患がある方
- ・悪性腫瘍がある方
- ・膠原病がある方
- ・内分泌疾患がある方
- ・消化器疾患がある方
- ・その他、新型コロナにかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める方

注: 基礎疾患のあるお子様にワクチンを受けていただけるよう、ご本人とその保護者の方に接種に努めていただくこととしていますが、これは接種を強制するものではありません。

**Q. 子ども用のオミクロン株対応2価ワクチンは、海外で使用されていますか?**

**A. 子ども用のオミクロン株対応2価ワクチンは米国ですでに使用されており、安全上の大きな問題はないと報告されています。**

米国においては、2022年10月から子ども用に使用されており、米国CDC(疾病管理センター)の報告によれば、80万回以上接種された実績に基づいて、安全性の評価が行われています。米国で接種を受けた方や親などの報告に基づくデータによると、発熱は約19%、疲労感は約30%、頭痛は約20%の方に現れたとされています。また、医師等による報告に基づくデータによると、接種後の死亡や心筋炎と報告されたものはないとされています。

- ◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。また、5歳から11歳のお子様のワクチン接種には、保護者の同意と立ち会いが必要です。ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、ワクチンを受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。
- ◎予防接種健康被害救済制度があります。予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

ホームページをご覧にならない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

厚労 コロナ ワクチン

保 感 第 9 9 号  
令和 5 年 6 月 30 日

各部長 殿

保健医療部長 糸数 公  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の検査及び診断書を目的とした受診を控えること  
について（周知依頼）

沖縄県内では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続しており、医療提供体制の維持に懸念が生じております。

医療ひっ迫を回避するため、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の検査は、民間のPCR検査センター（有料）や市販の医療用抗原検査キットの活用をご検討いただき、検査や診断書目的での受診は控えていただきますよう、別添により関係団体等への周知をお願いします。

〈担当〉

沖縄県保健医療部感染症総務課総括調査班  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
TEL 098-866-2014 FAX 098-861-2888

保感第99-2号  
令和5年6月30日

県内事業者様

沖縄県保健医療部長 糸数 公  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の検査及び診断書を目的とした受診を控えること  
について（依頼）

沖縄県内では、新型コロナウイルス感染症の感染状況について、2023年第25週における患者報告数は定点当たり39.48人となり、急速に感染が拡大している中、検査目的や感染の証明書を求めて多くの患者等が医療機関を訪れ、医療提供体制の維持に懸念が生じております。

医療ひっ迫を回避するため、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の検査は、民間のPCR検査センター（有料）や市販の医療用抗原検査キットの活用について、従業員の皆様への呼びかけのご協力をお願いします。

また、感染に伴う欠勤に際して診断書を求めている事業所におかれましては、検査キットの撮影画像などをご確認いただくなど柔軟な対応をご検討くださるようお願いいたします。

事業者の皆様にはご負担をおかけしますが、県民のいのちと健康、さらには社会生活を守るために、是非ともご理解とご協力をお願いします。

なお、学校では、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患している場合、学校に対して検査結果を証明する書類の提出は不要ですので、この点についても従業員等に周知くださるようお願いいたします。

〈参考〉学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年4月28日付け5文科初第345号）

〈担当〉

沖縄県保健医療部感染症総務課総括調査班  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
TEL 098-866-2014 FAX 098-861-2888

保感第100号  
令和5年7月4日

各市町村総務担当課長  
各市町村新型コロナウイルス感染症対策担当課長 } 殿

沖縄県保健医療部感染症総務課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

沖縄県では新型コロナウイルスの感染が急速に拡大しており、一部の病院では診療制限を行うなど医療へ大きな負荷がかかっていることから、感染拡大を防ぐための注意喚起について呼びかけを行っているところです。

つきましては、さらなる周知徹底のため、別添のとおり貴管下職員及び地域住民への周知啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

問合せ先  
沖縄県保健医療部感染症総務課 仲西  
TEL 098-866-2014



## 感染拡大を防ぐためのお願い

### 発熱などの体調不良時は

できるだけ外出を控え、学校や仕事を休むことも検討してください。



### 基本的な感染対策を

手洗いや換気など、これまで身につけた基本的な感染対策の継続をお願いします。



### 推奨される場面でのマスク着用

高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関や高齢者施設等を訪れる際は、マスク着用を含め、事業者が求める感染対策へご協力をお願いします。



## 救急医療を守るためのお願い

### 軽症の方は 救急受診を控えてください

- 軽症の場合や、検査・診断書目的での救急病院の受診は控えていただくなど、**適正な救急受診**にご協力をお願いします。
- 高齢者や妊婦、透析患者など重症化リスクのある方や症状が重い場合は、まず、かかりつけ医にご相談いただき、できるだけ**日中に受診**くださるようお願いいたします。



### 事前の準備を

発熱した場合などに備え、各家庭で3日分の食料と抗原検査キット、解熱剤等の医薬品を準備しましょう。

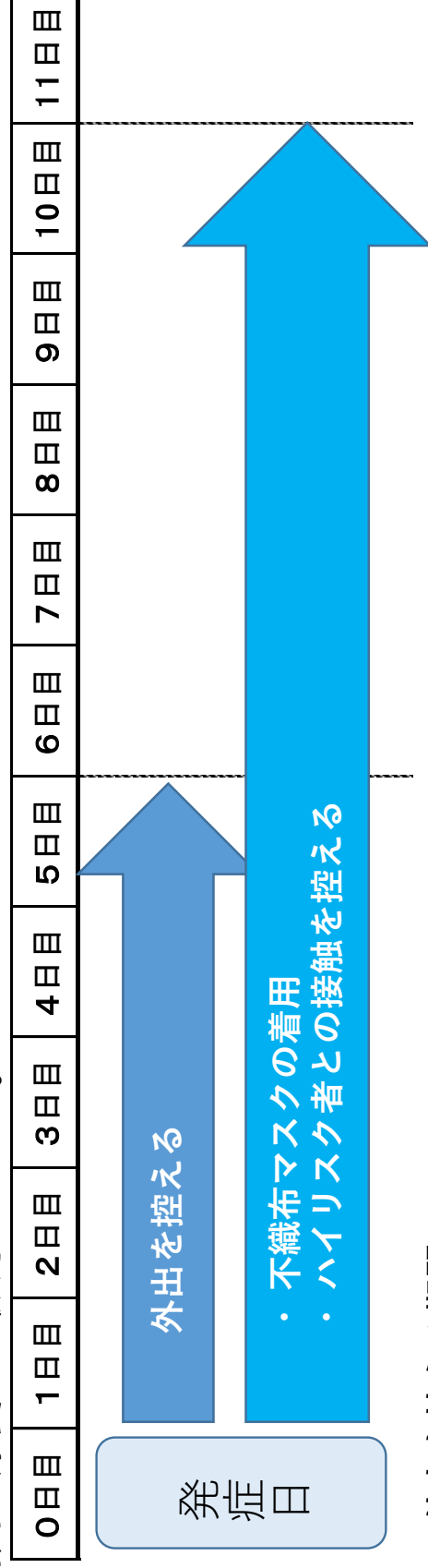


### 受診医療機関に迷う場合は 発熱コールセンターにご相談ください

- **発熱コールセンター**  
☎ 098-866-2129 (24時間対応)
- **小児救急電話相談** ☎ # 8000  
平日夜間 (PM8時~AM7時)、  
土日祝日(24時間)

# 療養期間の考え方について

5月8日以降は、コロナ陽性者に対して、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは個人の判断となりますが、他人に感染させるリスクを考慮して、以下の期間の療養にご協力ください。



## 1. 外出を控える期間

発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いため、発症日を0日目として、5日間は外出を控え、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がりがり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間経過するまでは、外出を控えさせていただきますようお願いいたします。

## 2. 周りの方への配慮

発症後10日間経過するまでの間は、ウイルス排出の可能性がことから、不織布マスクの着用及び高齢者等ハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へ配慮をお願いします。

※ 周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるようご配慮願います。

※ 各事業所におかれては上記を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。

6月29日沖縄県医師会記者会見コメント

(県民の皆様へ)

急な呼びかけにもかかわらずご参加いただき感謝申し上げます。  
本日は、現在の医療現場の実情をお伝えし、医療を守るため、県民に協力していただきたく、緊急の記者会見を開くことに致しましたのでよろしくお願い申し上げます。

(パネル1)

本県の新型コロナウイルス感染症は、本日の発表(6/19-25)で定点一医療機関当たり39.48人で、全数値を推計すると約10,000人、1日当たり約1429人となり、昨年夏の第7波を凌ぐ勢いとなっています。また、小児においてはRSウイルス等の感染症による重症例も増加しております。交通事故等も増加しているようで、救急医療がひっ迫してきています。さらに医療従事者にもコロナ感染がみられそのための医療機能低下等が生じています。

6/28時点のコロナ入院患者数は911人で病床はほぼ満床状態です。一般病床も同様でほぼ満床となっております。加えて、565人の医療従事者が感染等のため休職し病床閉鎖も生じています。現在、6病院が救急診療制限、5病院が一般診療制限、8病院が手術延期を行っています。

また、救急車の要請件数も増加しています。救急車の適正使用が必要です。救急隊が医療機関に問い合わせ搬送に至るまで4回以上調整した困難事例が61件、その内最大調整回数は11回という事例もありました。また、現場での最長待機時間は78分となっています。

かかる状況により、医療現場は極めて逼迫した状態に陥り、医療従事者もかなり疲弊しています。このような状況が続けば、先日、玉城デニー知事が記者会見で述べておられた「救えるはずの命を救うことができなくなる事態が現実となる恐れ」が本当に起こり得ます。改めて新型コロナの急増を抑え込む必要があります。

(パネル2)

沖縄県医師会より県民の皆様へ次のことを強くお願いします。

- ・発熱等体調不良の時は仕事を休み外出を控えて下さい
- ・やむを得ず外出をするときはマスクをし短時間でお願いします

- ・医療機関・高齢者施設へ行くときは必ずマスクをして下さい
- ・コロナ発病後は最低でも10日はマスクをして下さい
- ・職場内にコロナが発生した場合は職員全員のマスク着用をお願いします

(パネル3)

先程も申し上げましたが、医療が逼迫し、特に救急医療が困難に陥っています。

- ・発熱のある場合にはすぐに救急外来を受診するのではなく、日中の内にかかりつけ医等にご相談下さい
- ・検査や診断書発行を目的とした救急病院受診はやめてください

県民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、行動制限等が解かれ、やっとコロナ禍前の日常生活に戻ったところで、医療界といたしましてもそのことは大切なことと認識しておりますが、感染状況を抑え込まなければなりません。県民の皆様にはそのことにご理解いただきますようお願いいたします。

令和5年6月29日

沖縄県医師会

会長 安里 哲好

# 沖縄の医療の現状

沖縄県医師会

- ・ 新型コロナが急速に拡大中。(第9波)
- ・ 小児においてRSウイルス等の感染症による重症例も増加
- ・ 社会活動の活発化により交通事故等による救急受診が増加
- ・ 医療職においても感染が増加し機能が低下している

# 県民へのお願い

沖縄県医師会

- ・ 発熱等の体調不良時は仕事を休み外出を控える
- ・ やむを得ず外出する時はマスクをし短時間で
- ・ 医療機関・高齢者施設へ行く時は必ずマスクをしてください
- ・ コロナ発病後最低でも10日はマスクをしてください
- ・ 職場内にコロナが発生した場合は職員全員のマスク着用

# 救急医療が困難に 陥っています

沖縄県医師会

- ・発熱がある場合にはすぐに救急外来を受診するのではなく日中の内にかかりつけ医等にご相談ください
- ・検査や診断書発行を目的とした救急病院受診はやめてください